資料1

渋川市の下水道事業の概要

(具体的な使用料体系の検討)

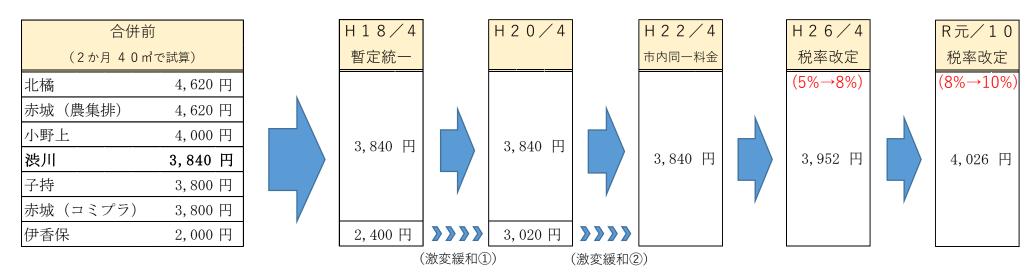
渋川市上下水道局

目次(資料構成)

1.	合併後の改定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.	県内他団体の使用料について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3.	改定の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4.	(参考)使用料体系の例示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	①総務省基準の達成(64%増額)	
	②水道料金と同等の改定(10%程度増額)	
	③県内12市及び広域圏2町村の平均額程度への改定	

1. 合併後の改定経過

- ▶ 平成18年2月の市町村合併以前、1市1町4村の下水道事業の処理形態並びに使用料はまちまちで、使用料金は最高と最低で約2.3倍の開きがありました【参考資料1】
- ▶ このような状況の中、平成18年4月に、旧1町4村については暫定的に旧渋川市の料金水準に統一しました。
- ▶ また、合併当時、最も安価であった旧伊香保町においては、4年間の激変緩和期間を設け、平成2 2年4月に市内同一料金に統一しました。その後の改定は、平成26年4月、令和元年10月の消費税率改定に併せた税率分の改定を行ったのみという状況です。
- ▶ 令和2年4月からは「地方公営企業法」を適用し、水道事業と同様に独立採算制を軸とする公営企業会計を導入し、事業運営にあたっていますが、前回検討したとおり、汚水処理に係る費用(維持管理費及び資本費)を使用料収入で賄うことができておらず、一般会計からの補てんにより事業を継続している状況です。



2. 県内他団体の使用料について ~ 料金表の比較 ~

○ 県内12市及び広域圏2町村 下水道使用料金表の比較

令和4年4月1日現在

	基本使用料	0	8	10	20	25	30	10	45	50	超過使用料	100	200	250	300	400	500	600	m³ i	超過使用料区分数
渋川市	630	2000000000	0	10		00	30		10		.13		200	200	500	125	300	000	,	3
前橋市	640		0		110			11	.5			125	j		160				4	
高崎市	680		0	108			143				187					210				4
桐生市	1,000		0							å	1	50								1
伊勢崎市	450		53		93 106				1	09				11	L3			5		
太田市	0		101								1									
沼田市	1,191		0		134			10	143				153				3			
館林市	1,000		0	1	L70		17	5			185	2	10	215					5	
藤岡市	900		0		100)		11	L O		120						3			
富岡市	1,000		0				\$: 57	105	5	·	110 115				115		3			
安中市	1,000		0		120)							140							2
みどり市	1,000		0		110)		150					2							
榛東村	1,000		0			10	100				110					2				
吉岡町	1,000		0			110				1	120 130				3					

*基本使用料は、一般汚水用における1か月あたりの金額。超過使用料は、1 m あたりの金額。 (税抜:円)

(備考)

- 1 高崎市は、7地域(高崎地域、箕郷地域、群馬地域、新町地域、倉渕地域、榛名地域、吉井地域)ごとに料金を設定しています。 今回は、高崎地域の料金体系を比較対象として使用しています。
- 2 太田市は、基本使用料を設定していません。
- 3 基本使用料の区分は「8㎡まで」が3自治体、「10㎡まで」が9自治体です。伊勢崎市は、1㎡から超過使用料が発生します。
- 4 超過使用料は均一が2自治体、2区分が3自治体、3区分が5自治体、4区分が2自治体、5区分が2自治体です。

2. 県内他団体の使用料について ~ 使用料の比較

○ 県内12市及び広域圏2町村 下水道使用料の比較

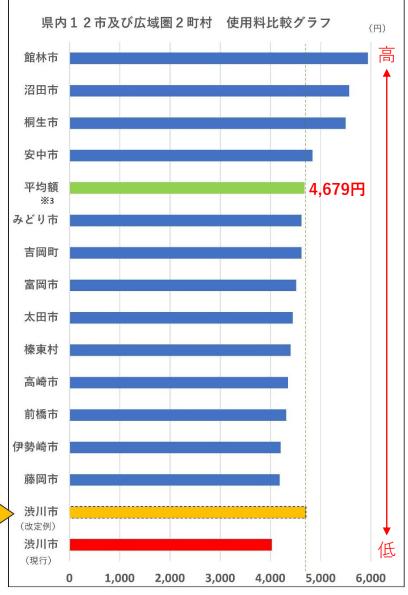
令和4年4月1日現在

[団体名	3	基本使用料 A	使用量	超過使用料	超 過 使用料 B	備考	2か月使用料 (A×2)+B 消費税込	順位 (低い順)
渋	Ш	市	630 円		100 円	2,400 円	8 ㎡までの超過量は基 本使用料に含む。	4,026 円	1
前	橋	市	640 円		110 円	2,640 円	8 m までの超過量は基本使用料に含む。	4,312 円	4
高	崎	市	680 円		108 円	2,592 円	8 m までの超過量は基本使用料に含む。	4,347 円	5
桐	生	市	1,000 円		150 円	3,000 円	10㎡までの超過量は 基本使用料に含む。	5,500 円	12
伊	勢崎	市	450 円		53 93 円	2,920 円	基本使用料に超過使用 料は含まれない。	4,202 円	3
太	田	市	0 円		101 円	4,040 円	基本使用料設定がな く、使用従量による。	4,444 円	7
沼	田	市	1,191 円	40 m	134 円	2,680 円	10㎡までの超過量は 基本使用料に含む。	5,568 円	13
館	林	市	1,000 円	*1	170 円	3,400 円	10㎡までの超過量は 基本使用料に含む。	5,940 円	14
藤	岡	市 ※2	1,800 円		100 円	2,000 円	20㎡までの超過量は 基本使用料に含む。	4,180 円	2
富	岡	市	1,000 円		105 円	2,100 円	10㎡までの超過量は 基本使用料に含む。	4,510 円	8
安	中	市	1,000 円		120 円	2,400 円	10㎡までの超過量は 基本使用料に含む。	4,840 円	11
み	どり	市	1,000 円		110 円	2,200 円	10㎡までの超過量は 基本使用料に含む。	4,620 円	9
榛	東	村	1,000 円		100 円	2,000 円	10㎡までの超過量は 基本使用料に含む。	4,400 円	6
吉	岡	町	1,000 円		110 円	2,200 円	10㎡までの超過量は 基本使用料に含む。	4,620 円	9

^{※1}標準家庭の排除汚水量40㎡で算定した。(1か月あたり20㎡)

∼参考∼ 平均額に近い改定とする場合(「基本使用料」を30%、「超過使用料」を10%増額) 2,640 円 8 ㎡までの超過量は基 110 円 819 円 4,705 円 渋 川 市 4 0 m

本使用料に含む。



10

^{※2}藤岡市は、基本使用料の条例規定が「2か月」であるため、条例に基づき計算した。

3. 改定の考え方 ~ 算定期間について ~

- ▶ 「使用料算定期間」は、下水道使用料の算定のために使用料の対象となる経費を積算する期間の範囲です。一般的には3年から5年程度に設定することが適当とされていますが、実情に応じてこれと異なる期間を設定することもできるとされています。
- ▶ 本市では、経営戦略を平成30年度から令和9年度までの10年間として策定していることから、これとの整合性を図るため、今回は、令和3年度から令和9年度(7年間)を算定期間として定め検証します。
- ▶ 現行の使用料体系や経営戦略等を基に、設定した算定期間における収入・支出額をそれ ぞれ見積もり、財政収支のバランスを確認します。これにより、使用料改定の必要性を 判断することになります。

項目	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
♦△≒₹₩₩₽	4									
経営戦略						→ 経営戦略見直し				
地方公営企業法の適用										
今回の算定期間										

3. 改定の考え方 ~ 用途区分の検討 ~

▶ 公共下水道事業では、用途の区分を5区分(一般用、浴場用、温泉汚水、臨時用、工場用)としています。現状にそぐわない状況もあり、以下の2区分について見直しを検討しています。

①「浴場用」の見直し【公共】

「浴場用」は、公衆浴場(いわゆる銭湯)用として規定しているものですが、平成28年に市内全ての事業者が廃業してしまいました。※温泉施設等は「温泉汚水」の区分に該当します。

昨今の一般住宅では、ほぼ浴室を設けており、今後、市内において浴場事業が行われる見込みは少ないと考えます。よって、今回の改定に併せ**削除を検討します。**

②「工場用」について【コミュニティプラント】

「工場用」は、金井住宅団地に隣接する金井工業団地の工場用として規定しているものであり、該当事業者は2者のみです。基本使用水量が1か月当たり「100㎡」までと、一般用よりも多くの水量が想定されています。

一般用の使用料と比べると高額な設定となっていますが、これまでの経過等を踏まえた上で見直しについて検討する必要があります。

~「工場用」設定及び改正の経過 ~

昭和56年4月1日 金井住宅団地の整備(認可)、金井住宅団地の使用料を設定する条例改正

定額制:1か月につき2,500円

昭和59年6月28日 工場用を**従量制**で新規に設定する条例改正(工場の新規進出に伴うもの)

基本料金: 1か月につき10,000円(100㎡まで)

超過料金: 1 ㎡につき100円(101㎡以降)

平成16年4月1日 使用料の改定

基本料金: 1か月につき12,500円(100㎡まで)

超過料金:1㎡につき125円(101㎡以降)※以降、消費税を除き改定なし

3. 改定の考え方 ~ 使用料体系の検討 ~

- ▶ 本市の一般用の使用料体系は、「基本使用料」と「超過使用料」を組み合わせた「二部 使用料制」を適用しています。
- ▶ 県内他市及び広域圏2町村においても、太田市以外は二部使用料制を採用しており、国土交通省の全国アンケートでは、9割以上の自治体が二部使用料制を採用しています。

【基本使用料】

基本使用料は、排出量の有無に関わりなく賦課されるものです。各使用者が下水道を使用できる体制を維持するため、下水道施設の運転や維持管理に係る経費など、固定的にかかる費用を賄います。使用量が過小な場合に、固定的に発生する経費を賄えないという事態を回避するために設定するものです。

【超過使用料】

超過使用料は、排出量の多寡に応じて賦課されるもので、排出量に単価を乗じて計算されます。基本使用料で賄いきれない固定費や、排出される汚水量に応じて変動する、動力費や燃料費などの経費をまかないます。 ______

使用量に応じた料金賦課の合理性と経営の安定性の確保の両面を満たすためには**基本使用料と超過使用料の併置**が有効である*とされており、本市においても**継続して二部使用料制を採用していきたいと考えます。**

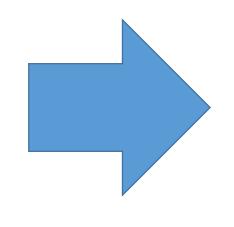
3. 改定の考え方 ~ 基本料金と超過使用区分の検討 ~

- ▶ 本市では、一般用の超過使用料は、3段階としています。
- ▶ 近年の節水意識の向上や、節水機器の普及により、使用水量は全体的に減少傾向にあります。別添資料に示すとおり、検針月ごとの調定件数で見ると約70%が9~40㎡の水量しか使用しておらず、その中でも20㎡までの使用が約37%を占めています。
- ▶ そこで、現行の9~40㎡の区分を細分し、料金改定後においては、使用量の少ない契約者の負担を軽減できるよう区分の細分化を検討します。

前橋市、高崎市、伊勢崎市、館林市、及び藤岡市は、50㎡までで3段階にしています。

現行(3段階)

排除汚水量	使用料 (1 m ³ につき)
9 m³以上 4 0 m³まで	100円
4 1 m ³ 以上 1 0 0 m ³ まで	113円
101 m 以上	125円



検討案(4段階)

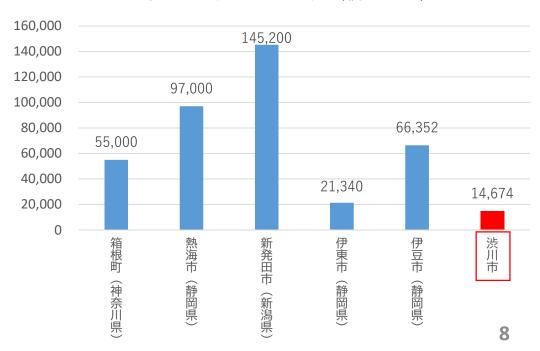
排除汚水量	使用料 (1 m ³ につき)
9 m ³ 以上 2 0 m ³ まで	000円
2 1 m³以上 4 0 m³まで	000円
4 1 m ³ 以上 1 0 0 m ³ まで	000円
101 m 以上	000円

3. 改定の考え方 ~ 温泉汚水の使用料について ~

- ▶ 県内温泉地所在市町村では、下水道への接続がない、もしくは下水道区域外のため設定がないことから、条例に使用料を規定している自治体はありません。
- ▶ そこで、関東近県の温泉地所在市町村の条例を確認したところ、当市の温泉汚水使用料が著しく低い設定であるようです。
- ▶ 料金設定時に諸事情を勘案し現行料金設定に至ったと思われますが、温泉汚水を処理している物聞 沢水質管理センター改修事業にて多額の投資を行っていることや、一般用との公平性についても考 慮する必要があるため、温泉汚水についても一定程度の改定を実施することで検討していきます。

関東近県の温泉地所在市町村と渋川市の使用料比較 (令和4年4月現在)

1か月1000㎡使用した場合(税込:円)



(税抜)

市町村	主な温泉名	基本使用料	1㎡につき
箱根町 (神奈川県)	箱根温泉	なし	50円
熱海市 (静岡県)	熱海温泉	なし	97円(※税込)
新発田市 (新潟県)	月岡温泉	なし	132円
伊東市(静岡県)	伊東温泉	850円 (50㎡まで)	19円 (51㎡~500㎡) 20円 (500㎡超)
伊豆市 (静岡県)	修繕寺温泉	320円	60円
渋川市	伊香保温泉	なし	13.34円

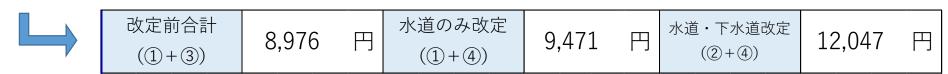
4. 使用料体系例① 総務省基準の達成(64%増額)

▶ 総務省が目安として掲げる、1か月に20㎡使用した場合の使用料3,000円(税抜)を達成するための体系例です。基本使用料、超過使用料ともに約1.64倍の増額設定となっています。

() 内は現行の使用料

用途区分	基本係		超過使用料			
用处区刀	排除汚水量	使用料	排除汚水量	使用料(1立方mにつき)		
			9 ㎡以上	(100) 164 円		
		1,033 円	40㎡まで	(100) 104		
一般用	8㎡まで	(630円)	4 1 ㎡以上	(113) 185 円		
			100㎡まで	(113) 103		
			101㎡以上	(125) 205 円		
温泉汚水		1 ㎡につき		(13.34) 22 円		
臨時用		I III VC J C		(194) 318 円		

- 2か月で40㎡使用した場合・・・
 - ①【下水・改定前】 ((630円×2か月) + (100円×24㎡))× 1.1 (消費税) = 4,026 円
 - ②【下水・改定後】 $((1,033 + 2) + (164 + 24)) \times 1.1$ (消費税) = 6,602 (+2,576円)
- ~ 水道料金(13mm口径)との合算請求金額 (2か月分)~
 - ③【水道・改定前】 $((1,150 \text{PP} \times 2 \text{MP}) + (110 \text{PP} \times 20 \text{MP})) \times 1.1$ (消費税) = **4,950 P**
 - ④【水道・改定後(10%)】 4,950円 (③) × 1.1倍 = **5,445円** (+495円)



40㎡までの料金区分を2段階とする一例(計4段階)

少ない使用量帯への影響を抑えるため、超過使用料について、20㎡までを132円、21㎡から40㎡までを164円とした場合の体系例です。20㎡までの超過使用料が抑えられているため、使用料が比較的少ない家庭での負担増を軽減できていることが分かります。

用途区分	基本係		超過使用料			
用处区刀	排除汚水量	使用料	排除汚水量	使用料(1立方mにつき)		
			9 ㎡以上	(100) 132 円		
		1,033 円	20㎡まで	(100) 132		
		(630円)	2 1 ㎡以上	(100) 164 円		
一般用	8㎡まで		40㎡まで	(100) 104		
			4 1 ㎡以上	(113) 185 円		
			100㎡まで	(113) 103]		
			101㎡以上	(125) 205 円		
温泉汚水		(13.34) 22 円				
臨時用		1 ㎡につき		(194) 318 円		

● 2か月で40㎡使用した場合・・・

①【下水・改定前】 ((630円×2か月) + (100円×24㎡))× 1.1 (消費税) = 4,026 円

②【下水・改定後】 ($(1,033 円 \times 2 か月) + (132 円 \times 24 m³)$)× 1.1(消費税) = 5,757 円 (+1,731円)

~ 水道料金(13mm口径)との合算請求金額(2か月分)~

③【水道・改定前】 4,950円

④【水道・改定後(10%)】 5,445円 (+495円)

	改定前合計 (①+③)	8,976	円	水道のみ改定 (①+④)	9,471	円	水道・下水道改定 (②+④)	11,202	円
--	----------------	-------	---	-----------------	-------	---	-------------------	--------	---

4. 使用料体系例② 水道料金と同等の改定(10%程度増額)

▶ 本協議会における「水道料金の改定に関する提言書」に掲げた目安と同様に10%程度の改定とした場合の体系例です。基本使用料、超過使用料ともに約1.1倍の増額設定となっています。

() 内は現行の使用料

用途区分	基本係		超過使用料			
用处区刀	排除汚水量	使用料	排除汚水量	使用料(1立方mにつき)		
			9 ㎡以上	(100) 110 円		
		693 円	40㎡まで	(100) 110		
一般用	8㎡まで	(630円)	4 1 ㎡以上	(113) 124 円		
			100㎡まで	(113) 124]		
			101㎡以上	(125) 138 円		
温泉汚水		1 ㎡につき		(13.34) 15 円		
臨時用				(194) 213 円		

●2か月で40㎡使用した場合・・・

①【下水・改定前】 ((630円×2か月) + (100円×24㎡))× 1.1 (消費税) = 4,026円

②【下水・改定後】 $((\underline{693円} \times 2 \pi)) + (\underline{110円} \times 24 \pi)) \times 1.1$ (消費税) = $\frac{4,428 \, \Pi}{4,428 \, \Pi}$ (+402円)

~ 水道料金(13mm口径)との合算請求金額 (2か月分)~

③【水道・改定前】 ((1,150円×2か月) + (110円×20㎡))×1.1(消費税) = **4,950** 円

④【水道・改定後(10%)】 4,950円 (③) × 1.1倍 = **5,445 円** (+495円)



改定前合計 (①+③)	8,976	円	水道のみ改定 (①+④)	9,471	円	水道・下水道改定 (②+④)	9,873	円
----------------	-------	---	-----------------	-------	---	----------------	-------	---

40㎡までの料金区分を2段階とする一例(計4段階)

ightharpoonup 少ない使用量帯への影響を抑えるため、超過使用料について、 20 ㎡までを 105円、 21 ㎡から 40 ㎡までを 110円とした場合の体系例です。

田冷区公	基本係	 使用料	超過使用料				
用途区分	排除汚水量	使用料	排除汚水量	使用料(1立方mにつき)			
			9 ㎡以上	(100) 105 円			
		693 円	20㎡まで	(100) 103]			
		(630円)	2 1 ㎡以上	(100) 110 円			
一般用	8㎡まで		40㎡まで	(100) 110			
			4 1 ㎡以上	(113) 124 円			
			100㎡まで				
			101㎡以上	(125) 138 円			
温泉汚水		1 ㎡につき		(13.34) 15 円			
臨時用		I III VC D C		(194) 213 円			

● 2か月で40㎡使用した場合・・・

①【下水・改定前】 ((630円×2か月) + (100円×24㎡))× 1.1 (消費税) = **4,026 円**

②【下水・改定後】 $((\underline{693円} \times 2 \text{か月}) + (\underline{105円} \times 24 \text{m}^3)) \times 1.1 (消費税) = 4,296 円 (+270円)$

~ 水道料金(13mm口径)との合算請求金額(2か月分)~

③【水道・改定前】 4,950円

④【水道・改定後(10%)】 **5,445 円** (+495円)

	改定前合計 (①+③)	8,976	円	水道のみ改定 (①+④)	9,471	円	水道・下水道改定 (②+④)	9,741	円
--	----------------	-------	---	-----------------	-------	---	-------------------	-------	---

4. 使用料体系例③ 県内12市及び広域圏2町村の平均額程度への改定

▶ 本資料3ページにて提示した、県内の12市及び広域圏2町村(吉岡町及び榛東村)の平均額に近い改定とした場合の体系例です。基本使用料を30%、超過使用料を10%の増額としています。

() 内は現行の使用料

10,150

用途区分	基本係		超過使用料			
用处区力	排除汚水量	使用料	排除汚水量	使用料(1立方mにつき)		
			9 ㎡以上	(100) 110 円		
		819 円	40㎡まで	(100) 110		
一般用	8㎡まで	(630円)	4 1 ㎡以上	(113) 124 円		
			100㎡まで	(113) 124		
			101㎡以上	(125) 138 円		
温泉汚水		1 ㎡につき		(13.34) 15 円		
臨時用		1 III /C / C		(194) 213 円		

●2か月で40㎡使用した場合・・・

①【下水・改定前】 ((630円×2か月) + (100円×24㎡))× 1.1 (消費税) = 4,026円

②【下水・改定後】 ((819円×2か月) + (110円×24㎡))× 1.1(消費税) = 4,705 円 (+679円)

~ 水道料金(13mm口径)との合算請求金額 (2か月分)~

③【水道・改定前】 ((1,150円×2か月) + (110円×20㎡))×1.1(消費税) = **4,950** 円

④【水道·改定後(10%)】 4,950円 (③) × 1.1倍 = **5,445円** (+495円)



40㎡までの料金区分を2段階とする一例(計4段階)

ightharpoonup 少ない使用量帯への影響を抑えるため、超過使用料について、 20 ㎡までを 105円、 21 ㎡から 40 ㎡までを 110円とした場合の体系例です。

田冷区八	基本係	 使用料	超過使用料				
用途区分	排除汚水量	使用料	排除汚水量	使用料(1立方mにつき)			
			9 ㎡以上	(100) 105 円			
		819 円	20㎡まで	(100) 103]			
	8㎡まで	(630円)	2 1 ㎡以上	(100) 110 円			
一般用			40㎡まで	(100) 110			
			4 1 ㎡以上	(113) 124 円			
			100㎡まで				
			101㎡以上	(125) 138 円			
温泉汚水		1 ㎡につき		(13.34) 15 円			
臨時用		1 III /C 7 C		(194) 213 円			

● 2か月で40㎡使用した場合・・・

①【下水・改定前】 ((630円×2か月) + (100円×24㎡))× 1.1 (消費税) = **4,026 円**

②【下水・改定後】 ((<u>819円</u>×2か月) + (<u>105円</u>×24㎡))× 1.1 (消費税) = **4,573 円** (+547円)

~ 水道料金(13mm口径)との合算請求金額 (2か月分)~

③【水道・改定前】 4,950円

④【水道・改定後(10%)】 5,445円 (+495円)

	改定前合計 (①+③)	8,976	円	水道のみ改定 (①+④)	9,471	円	水道・下水道改定 (②+④)	10,018	円
--	----------------	-------	---	-----------------	-------	---	-------------------	--------	---